

令和4年度 一般施策による高齢者保健福祉サービスの概要

愛荘町

施 策 名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
特定健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律と国民健康保険法に基づき40～75才未満の方を対象に、血圧測定・尿検査・血液検査等を実施し、メタボリックシンドロームの予防を図る。	個別健診 医療機関へ電話予約し受診 集団健診 5/25～6/9の10日間 保健センターで受診 (肝炎ウイルス検診と同時実施)	国民健康保険加入者で40～74才の方	年1回至急	500円	高齢者の医療の確保に関する法律 国民健康保険法	健康推進課 住民課
特定保健指導	特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームの該当者とその予備群の方を対象に情報提供、動機づけ支援を行う。	特定健康診査受診者	特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームの該当者とその予備群	随時	無料	高齢者の医療の確保に関する法律 国民健康保険法	健康推進課
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度加入者を対象に、糖尿病等の生活習慣病やその他疾病を早期に発見するとともに、健康の保持増進を図る。	個別健診 送付された受診券を持って医療機関へ受診	後期高齢者医療制度加入者で生活習慣病での受診がなく要介護認定を受けていない方 介護施設に入所していない方	年1回	無料	高齢者の医療の確保に関する法律 滋賀県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者の健康診査実施要綱	住民課
肝炎ウイルス検診	健康増進法に基づき肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎の発見、進行の遅延を目的に実施する。	集団検診 5/25～6/9の10日間。保健センターで受診。 (特定健診と同時実施)	40才以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けた事のない方		今年度40、45、50、55、60、65、70才の方は無料。他は300円	健康増進法 愛荘町健康増進事業実施要綱	健康推進課
各種がん検診	胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、肺がんの早期発見を目的に実施する。 実施場所：保健センター (子宮頸がん・乳がん検診胃がん検診(胃内視鏡検診)は契約医療機関実施あり)	I 集団検診 電話による申込み (大腸がん検診は申込み不要) II 個別検診 子宮頸がん検診・乳がん検診・胃がん検診(胃内視鏡検診)・・・医療機関へ電話で申込み	①胃がん検診(集団) 40才以上の方 (昨年度、胃内視鏡検診を受けていない方) 胃内視鏡検診(個別) 50歳以上で年度末年齢が偶数の方 ②大腸がん検診 40才以上の方 ③乳がん検診 40才以上の方 ④子宮頸がん検診 20才以上の方 ⑤肺がん検診	①年1回 胃内視鏡検査は2年に1回 ②年1回 ③2年に1回 ④2年に1回 ⑤年1回	①胃がん検診(集団) 1,000円 内視鏡検査(個別) 3,500円 ②大腸がん検診(集団) 500円 ③乳がん検診 1,000円 ④子宮頸がん検診 1,000円 ⑤肺がん検診(集団) 500円	健康増進法 愛荘町健康増進事業実施要綱	健康推進課
結核健康診断	感染症予防法により、結核の早期発見、早期治療を図ることを目的として実施する。	受診票持参の上、各自治会実施場所、保健センター等で受診	65才以上の方	年1回	無料	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 愛荘町結核健康診断事業実施要綱	健康推進課

令和4年度 一般施策による高齢者保健福祉サービスの概要

愛荘町

施 策 名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
インフルエンザ予防接種	予防接種法により、個人の発病・重症化防止及びその積み重ねとしての間接的な集団予防を目的として実施する	予診票、健康手帳、個人負担金を持参の上、医療機関にて接種	・65才以上の方（年度末年齢65才になる方を含む） ・60才以上65才未満で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウィルスにより免疫の機能に障がい有する方（身体障害者手帳1級該当の方）	年1回	1,300円（生活保護世帯に属する方は事前申請により無料）	予防接種法 愛荘町インフルエンザ予防接種実施要綱	健康推進課
高齢者の肺炎球菌感染症予防接種	予防接種法により、個人の発病及び重症化の予防に努めると共に、まん延を予防することで公衆衛生の向上を図ることを目的として実施する	予診票、健康手帳、個人負担金を持参の上、医療機関にて接種	過去に成人用肺炎球菌感染症予防接種を受けたことがない方で、以下のいずれかに該当する方 ・年度末年齢で65、70、75、80、85、90、95、100歳に達する方 ・60才以上65才未満で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウィルスにより免疫の機能に障がい有する方（身体障害者手帳1級該当の方）	1人1回（過去に成人用肺炎球菌予防接種を接種したことがある方は対象外）	2,440円（生活保護世帯に属する方は事前申請により無料）	予防接種法 愛荘町高齢者の肺炎球菌感染症予防接種実施要綱	健康推進課
集団健康教育	医師・管理栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士および保健師等による疾病予防、栄養・運動等、生活習慣改善のための健康教育。	規定なし (一部予約必要)	愛荘町民	規定なし	無料	健康増進法 愛荘町健康増進事業実施要綱	健康推進課
健康相談	管理栄養士、歯科衛生士、保健師等による疾病予防、生活習慣病予防 ①一般健康相談 ②栄養相談・歯科相談	①随時希望者 ②予約制	愛荘町民	随時	無料	健康増進法 愛荘町健康増進事業実施要綱	健康推進課
在宅重度障がい者住宅改造費助成事業	在宅重度障がい者の日常生活の便宜を図るためその障がい者の住居を改造するのに必要な経費を助成する。	福祉課に申請書を提出	肢体不自由(下肢・体幹機能障害)または視覚障がい等障害の程度が1・2級の方 療育手帳A判定の方	1世帯1回を基本とする。	助成額は対象経費の1/2以内で最高限度額は25万円 本人またはその配偶者もしくは扶養親族の前年の所得により支給制限あり	愛荘町在宅重度障がい者住宅改造費補助金交付要綱	福祉課

令和4年度 一般施策による高齢者保健福祉サービスの概要

愛荘町

施 策 名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
福祉用具給付等事業	身体上の障がい直接的に補う補装具の交付・修理や日常生活用具を給付することにより障がい者日常生活の利便を図る。	福祉課に申請書を提出	①補装具の交付・修理 障がいの状況に応じた補装具を必要とする方 ②日常生活用具の給付 障がいの状況に応じた日常生活用具を必要とする方	耐用年数、破損状況に応じ交付。修理	原則、対象経費の1割(生活保護世帯および低所得世帯のものは無料)	①障害者総合支援法 ②愛荘町日常生活用具給付事業実施要綱	福祉課
身体障がい者用自動車改造費の助成	下肢機能障がい者・体幹機能機能障がい者・脳原性移動機能障がい者自らが運転する場合は操向装置および駆動装置等の改造に要する経費、その者と生計を同一にする者等がその者の移動介護のために運転する自動車の場合は車いすの昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着・改造(移動介護用特別仕様車の購入を含む)するために要した経費を助成する。	福祉課に申請書を提出	〈本人運転の場合〉 上肢機能障がい・下肢機能障がい・体幹機能障がいのある方 〈介護者運転の場合〉 下肢機能障がい・体幹機能障がい・脳原性移動機能障がいにおける障がい程度が1・2級の方		本人またはその配偶者もしくは扶養親族の前年の所得により支給制限あり 最高限度額100,000円	愛荘町身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱	福祉課
在宅障がい者激励金支給事業	在宅の知的障がい者を介護・監護している者に対し、激励金を支給し障がい者の福祉の増進を図る。	福祉課に申請書を提出	療育手帳の重度、最重度の交付を受けた者と同居し、かつその者を月のうち20日以上、介護・監護している介護人のひとり	3,000円/月 対象期間中		愛荘町在宅障がい者激励金支給要綱	福祉課
障がい者社会参加促進助成事業	障がい者に対し自動車燃料費・タクシー運賃の助成券を交付し、障がい者の積極的な社会参加を促進する。	福祉課に助成申請書を提出	身体障害者手帳1～3級 療育手帳保持者 精神保健福祉手帳保持者 ※自動車燃料費は身体障害者手帳1・2級 療育手帳最重度・重度 精神保健福祉手帳1級の方に限る	タクシー券 600円×24枚限り 自動車燃料費 7,200円 年間1人1回限り		愛荘町障がい者社会参加促進助成事業実施要綱	福祉課
特別障害者手当等支給	20才以上の在宅の重度障がい者で、常時特別の介護を要する状態にある方に対し、手当を支給する。	福祉課に特別障害者認定請求書を提出	著しく重度の身体・知的・発達・精神障害のある方		本人またはその配偶者もしくは扶養親族の前年の所得により支給制限あり	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	福祉課
自立支援医療(更生医療)の給付	18才以上の身体障がい者に対し、身体上の障がいを軽くしたり取り除いたりするための医療の給付を、知事の指定した医療機関で行う。	福祉課に申請書を提出	・心臓疾患に関する手術 ・人工関節置換術 ・人工透析 等を必要とする方		本人が加入する健康保険の構成員の所得状況等に応じ自己負担上限額が定められています。	障害者総合支援法	福祉課

令和4年度 一般施策による高齢者保健福祉サービスの概要

愛荘町

施 策 名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
自立支援医療(精神通院医療)の給付	精神科への通院・薬局からの処方等の医療の受給者証を交付する。	福祉課へ申請書を提出	精神科通院等を必要とする方		本人が加入する健康保険の構成員の所得状況等に応じ自己負担上限額が定められています。	障害者総合支援法	福祉課
老人保護措置事業	老人福祉法に基づき、要援護高齢者を養護老人ホームに入所措置することにより、当該高齢者等の福祉の向上を図る。	福祉課へ直接相談	65歳以上の者であって、在宅での生活が著しく困難な状況にある者等		費用徴収基準による	老人福祉法	福祉課
食の自立支援事業	在宅の一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯および重度身体障がい者などに対して、食のアセスメントを行い、計画的かつ有機的に配食サービスを提供する。また、サービスを受ける者の安否を確認し、異常時には関係機関へ連絡する。	担当地区民生児童委員が確認の後、福祉課へ申請書を提出	概ね65才以上の一人暮らし高齢者または高齢世帯の住民税非課税世帯で調理が困難な状況にある方。 障がい者であって、心身の状況、傷病ならびに世帯の状況などの理由により調理が困難な方、または適切な食事の供与が困難と認められる方	2食以内/日 5日以内/週(平日)	1食あたりのサービス費用の1/2を負担(上限324円)	愛荘町食の自立支援事業実施要綱	福祉課
緊急通報システム設置事業	緊急通報システム装置を在宅の独り暮らし高齢者などのお自宅に設置し、緊急に援助が必要にときに速やかな救護対応を行う。	担当地区民生児童委員を通じて、福祉課へ申請書を提出	満65才以上のひとり暮らし高齢者・高齢世帯で常時注意を要する方 在宅重度心身障がい者世帯。 *いずれも協力員(近隣の方等)が必要		取付費用は無料。利用料が必要です。	愛荘町緊急通報システム事業実施要綱	福祉課
高齢者日常生活用具給付等事業	ひとり暮らし高齢者等の日常生活における自立の援助および利便を図るため、介護保険の給付の対象とならない日常生活用具を給付、貸与する。 対象品目 貸与:高齢者用電話 給付:自動消火器、電気調理器、火災報知器	福祉課へ申請書を提出	概ね65才以上の低所得者で、寝たきりやひとり暮らしの方など		日常生活用具給付等事業費用負担基準による。	愛荘町高齢者日常生活用具給付等事業要綱	福祉課

令和4年度 一般施策による高齢者保健福祉サービスの概要

愛荘町

施 策 名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
成年後見制度利用支援事業	成年後見等開始審判申立にかかる費用および成年後見人等への報酬費用を助成する。	福祉課へ直接相談	成年後見制度を利用するにあたり、身寄りがなく、4親等以内の親族の協力が得られない認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者で生活保護を受けている者、成年後見等開始審判申立に要する費用等を負担することが困難と認める者			愛荘町成年後見制度利用支援事業実施要綱	福祉課
高齢者生活管理指導短期入所事業	介護予防・生活支援を図るため、基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、一時的に養護老人ホーム等に短期入所させ、もって要介護状態への進行を予防する。	福祉課へ相談	要介護認定において「自立」と判定された高齢者等で、生活習慣等の指導が必要な概ね60才以上の虚弱な者。(要援助者)	原則1週間	県費補助基準単価に準ずる。	愛荘町高齢者生活管理指導短期入所事業実施要綱	福祉課
介護用品購入費助成事業	在宅において要支援・要介護高齢者を介護している家族に対して、介護用品購入費用の一部を助成することにより、衛生的な生活と介護者の経済的負担軽減を図る。	福祉課へ申請書を提出	要介護4、5の認定、または認定調査票で必要と認めた方で1ヶ月のうち半数以上自宅で生活を送っている方。かつ、町内に在住し、介護保険料の滞納のない方。 助成対象用品：紙おむつ、尿とりパット、リハビリパンツ	月額4,500円を限度とし、購入された金額の9割を償還払い。		愛荘町介護用品支給事業実施要綱	福祉課
介護者激励金支給事業	要介護認定4・5の者または要介護認定者で認知症患者を介護する人に対し、介護者の労をねぎらい在宅福祉を向上するため激励金を支給する。	福祉課へ直接相談申請書を提出	要介護4・5の認定者または認知症者を1ヶ月のうち20日以上在宅介護している家族。	3,000円/月 対象期間		愛荘町介護者激励金支給要綱	福祉課

令和4年度 一般施策による高齢者保健福祉サービスの概要

愛荘町

施 策 名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
高齢者通院支援助成事業	自ら自動車の運転ができない低所得高齢者が慢性的な疾患により定期的に通院するために必要な交通費の一部を助成する。	担当地区民生児童委員が確認の後、福祉課へ申請書を提出	在宅において生活し、次の全てに該当される方 1. 満65歳以上の高齢者のみの世帯または満75歳以上の昼間高齢者のみの世帯 2. 慢性的な疾患により毎月1日以上通院または慢性的な疾患により2か月に1日以上通院が必要な方 3. 自動車が運転できない方 4. 住民税非課税の方 5. 町税等滞納のない世帯の方	タクシー運賃助成券 【満65歳以上の高齢者のみの世帯】 1. 月1日以上通院をしている方(年間21,600円分を助成) 2. 2か月に1日以上通院をしている方(年間10,800円分を助成) 【満75歳以上の昼間高齢者のみの世帯】 1. 月1日以上通院をしている方(年間14,400円分を助成) 2. 2か月に1日以上通院をしている方(年間7,200円分を助成)		愛荘町高齢者通院支援助成事業実施要綱	福祉課
生活用具工房「微・助っ人」	障がいの有無や年齢を問わず、より多くの人が暮らしやすくなるための道具を製作したり、今ある用具の調整をすることにより、自立した生活を支援する。ボランティアグループの協力により実施する。	自助具製作等相談申込書に必要事項を記入し、福祉課へ申し込む。	日常生活を支える道具の製作や調整を希望される方	必要時随時	材料費実費		福祉課（地域包括支援センター）
長寿祝支給事業	永年にわたって地域社会の発展に貢献された高齢者に対し、長寿祝金を贈呈する。支給対象者は、町内に引き続き1年以上住所を有する者で、町税等の滞納がない者とする。次の(1)(2)に該当する方 (1)満100才になられた方 30,000円 (2)町内の最高齢の方 10,000円	福祉課へ申請書を提出	町内1年以上居住する100歳到達者、および9月15日現在、町内に1年以上居住の最高齢者。			愛荘町長寿祝支給事業要綱	福祉課
障害者訪問入浴サービス事業	訪問入浴サービス車により利用者の家庭に訪問し、入浴サービスを実施する。	福祉課へ申請	身体障害者・療育手帳の交付を受けかつ、日常的に医療行為を要するなどの理由により、居宅において入浴が困難な重度の障がい者	週3回を限度	利用料全体の1割(生活保護世帯および低所得世帯のものは無料)	愛荘町障害者訪問入浴サービス実施要綱	福祉課

令和4年度 一般施策による高齢者保健福祉サービスの概要

愛荘町

施 策 名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
意思疎通支援事業	手話または要約筆記を用いてコミュニケーションの円滑化を必要とする聴覚障がい者および聴覚障がい者とコミュニケーションを図る必要のある者に対し、登録された手話通訳者または要約筆記者を派遣する。	福祉課へ申請	聴覚および言語障がい者等	随時	無料	愛荘町意思疎通支援事業実施要綱	福祉課
点字図書給付事業	点字図書を給付することにより、点字図書による情報の入手を容易にし、福祉の増進を図る。	福祉課へ申請	主に情報の入手を点字によって得ている視覚障がい者	対象者1人につき、点字図書で年間6タイトル、または24巻が限度	一般図書の購入価格相当額	愛荘町点字図書給付事業実施要綱	福祉課
認知症高齢者見守りQRシール交付事業	徘徊の恐れのある高齢者にQRシールを交付し、行方不明時の早期発見と地域の見守り体制の充実を図る。	福祉課へ申請	おおむね65歳以上の認知症高齢者	対象者にQRシールを15枚交付	無料	愛荘町認知症高齢者見守りQRシール交付事業	福祉課